指名停止の状況

業者名	指名停止の期間	指名停止の理由	要領適用条項
株式会社舟橋塗装店	令和８年１１月４日から 令和９年１月３日まで （２か月）	令和８年１０月２１日開札の「令和８年度高速１号楠線橋梁修繕工事（黒川工区）」において、株式会社舟橋塗装店の入札価格が調査基準価格を下回ったため低入札価格調査の依頼を行ったところ、令和８年１０月２２日付で辞退の申し出があった。 したがって、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領に基づき、株式会社舟橋塗装店に対し指名停止を行う。	・第２条第１項 ・別表第２第１４号